

北秋田市一般廃棄物処理基本計画（案） 概要版

◆計画の目的

前計画策定から10年が経過し、その後に生じた様々な社会情勢の変化等を踏まえて作成するもので、当市において積極的に廃棄物の排出抑制と再資源化を行うとともに、発生した廃棄物の最終処分までの事項を定めることを目的とする。

◆基本方針

将来のごみ処理体系の整備方針の基礎となるもので、「第2次北秋田市総合計画」に基づき基本方針を設定する。

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物の家庭系ごみと事業系ごみ及び生活排水（し尿・生活雑排水）とする。

1. 減量化・資源化意識の啓発

3Rの取組みを推進して、ごみの減量化意識を醸成します。

2. ごみの効率的な収集体制の確立

現在の効率的な収集体制を維持し、新たな資源化・分別方法等について検討します。

3. 事業系廃棄物の適正処理

事業系廃棄物の適正処理に向け、PRと指導を進めていきます。

4. ごみ処理施設の適正な運営

クリーンリサイクルセンターを適切に運営し、効率的な処理を進めていきます。

5. 公共下水道の整備促進

公共下水道整備の計画的な実行を図り、広報活動に努めながら水洗化を促進します。

6. 合併処理浄化槽の整備促進

合併処理浄化槽の計画的な整備を進めていきます。

7. 適正な污泥処理の継続

污泥の適正な処理ができるよう、効率的かつ持続可能な管理・運営を継続していきます。

〇ごみ減量の目標

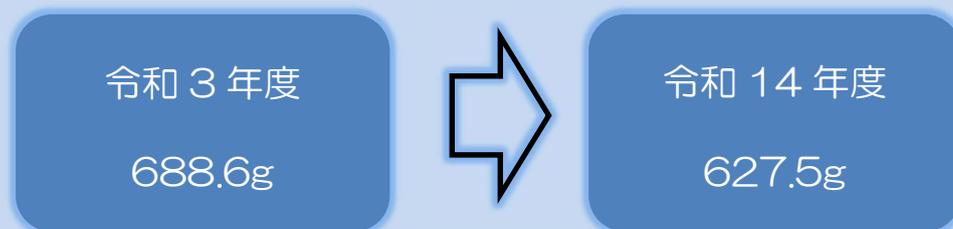
ごみ排出量を人口と日数で割り、1人1日あたりのごみ排出量を求める。

1人1日あたりの家庭系排出量の目標

令和3年度の1人1日あたりの家庭系排出量は688.6gとなっている。

第2次北秋田市総合計画で掲げた令和7年度の目標値642.8gを経て

計画の最終年度である令和14年度の目標値を**627.5g**と設定する。



〇ごみ排出量の現状及び減量目標

年度	家庭系排出量 (t/年)	事業系排出量 (t/年)	総排出量 (t/年)	計画収集人口 (人)	1人1日当たり 家庭系排出量 (g/人・日)
H29	7,935.9	2,693.6	10,629.5	32,576	667.4
H30	7,795.8	2,784.2	10,580.0	31,884	669.9
R1	7,894.4	2,847.1	10,741.5	31,235	690.6
R2	7,651.6	2,825.7	10,477.3	30,565	685.9
R3	7,501.4	2,809.0	10,310.4	29,847	688.6
R4	7,217.9	2,689.2	9,907.1	28,780	687.1
R5	6,937.0	2,621.9	9,558.9	28,192	672.3
R6	6,625.6	2,541.0	9,166.6	27,604	657.6
R7	6,339.0	2,467.3	8,806.3	27,018	642.8
R8	6,187.5	2,399.7	8,587.2	26,467	640.5
R9	6,053.5	2,338.2	8,391.7	25,916	638.2
R10	5,888.0	2,264.4	8,152.4	25,364	636.0
R11	5,740.1	2,199.1	7,939.2	24,813	633.8
R12	5,594.0	2,133.3	7,727.3	24,262	631.7
R13	5,474.9	2,077.9	7,552.8	23,755	629.7
R14	5,324.6	2,012.7	7,337.3	23,247	627.5

※1人1日当たり家庭系排出量＝家庭系排出量／計画収集人口／365日×100万（単位換算）

○資源化（リサイクル率）の目標

ごみの総排出量に占める総資源化量の割合を求める。

リサイクル率の目標

令和3年度のリサイクル率は15.1%となっている。

第2次北秋田市総合計画で掲げた令和7年度の目標値は15.4%であるが、ごみ排出量が減量目標を達成し、本計画の取組みによって資源化が図られた場合、令和7年には24.6%、令和14年度には**26.7%**まで上昇する。

令和3年度

15.1%



令和14年度

26.7%

○リサイクル率の現状及び目標

年度	総排出量 (t/年)	総資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)
H29	10,629.5	1,186	11.2
H30	10,580.0	1,621	15.3
R1	10,741.5	1,617	15.1
R2	10,477.3	1,614	15.4
R3	10,310.4	1,556	15.1
R4	9,907.1	1,559	15.7
R5	9,558.9	1,773	18.6
R6	9,166.6	1,973	21.5
R7	8,806.3	2,162	24.6
R8	8,587.2	2,133	24.8
R9	8,391.7	2,111	25.2
R10	8,152.4	2,073	25.4
R11	7,939.2	2,045	25.8
R12	7,727.3	2,015	26.1
R13	7,552.8	1,993	26.4
R14	7,337.3	1,960	26.7

※リサイクル率＝総排出量／総資源化量×100

〇ごみ処理基本計画

1 直接搬入ごみ量の削減

啓発活動の推進・小売業者への協力依頼・事業系ごみ処理手数料の見直し

2 資源ごみ分別の徹底

ごみ分別アプリの導入に向けた検討・ごみ組成調査の実施

3 啓発活動の強化

出前講座の開催・広報等を活用した情報提供・食品ロスの削減

4 学校教育等を通じた啓発

学校単位で廃品回収の実施・廃棄物処理施設の見学・クリーンアップ運動

5 家庭ごみの有料化

有料化によって期待されるごみの減量効果が持続できる仕組みの構築

〇施設整備の検討

一般廃棄物最終処分場の機能維持及び延命化

- ・最終処分場の機能維持及び容量の確保について検討していく

●食品ロスの削減目標

ごみとして捨てられてしまう食品を減らし、ごみ量の削減につなげる。

食品ロス削減の目標

実態を把握するための組成調査を行っておらず、クリーンリサイクルセンターの焼却ごみの組成量から 25.1 g/人・日と相当に小さいと推計されることから目標値の設定は行わない。ただし、今後は組成調査を実施し、その結果を踏まえて目標値等の検討を行う。

●削減に向けた取組み

1 消費者への普及啓発・教育

実態を周知することによる啓発・食品ロスを削減するためのレシピ等による啓発

2 食品関連事業者等の取組みに対する支援

情報の提供・環境の整備

3 未利用食品の有効利用

フードバンクの活用による食品廃棄物の削減・食品廃棄物の再生利用の検討

4 実態把握と情報の収取及び提供

調査等による実態の把握

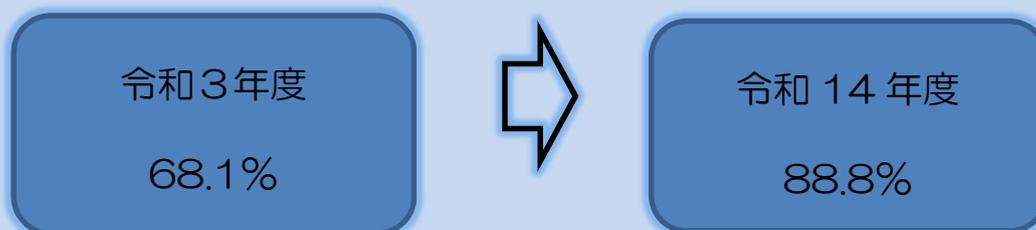
◎生活排水処理の目標

全人口のうち生活排水が全て処理されている人口の割合を求める。

生活排水処理率の目標

令和3年度の生活排水処理率は68.1%となっている。

中間目標年度の令和9年度は84.7%、目標年度の令和14年度は**88.8%**と設定する。



◎生活排水処理率の現状及び目標について

年度	公共下水道 接続済人口	農業集落排水 接続済人口	合併浄化槽 接続済人口	生活排水 処理人口	計画処理 区域内人口	生活排水 処理率
H29	16,731	5,363	4,355	21,167	32,576	65.0
H30	16,384	5,220	4,314	21,057	31,884	66.0
R1	16,386	5,097	4,207	20,924	31,235	67.0
R2	16,270	4,950	4,003	20,535	30,565	67.2
R3	15,929	4,805	4,013	20,339	29,847	68.1
R4	16,215	4,416	3,928	20,862	28,780	72.5
R5	16,501	4,007	3,842	21,380	28,192	75.8
R6	16,787	3,576	3,757	21,921	27,604	79.4
R7	17,073	3,131	3,671	22,458	27,018	83.1
R8	16,967	2,830	3,687	22,211	26,467	83.9
R9	16,860	2,526	3,702	21,958	25,916	84.7
R10	16,754	2,225	3,718	21,692	25,364	85.5
R11	16,647	1,921	3,733	21,435	24,813	86.4
R12	16,541	1,616	3,749	21,178	24,262	87.3
R13	16,435	1,308	3,764	20,915	23,755	88.0
R14	16,328	1,001	3,780	20,652	23,247	88.8

※生活排水処理率＝生活排水処理人口／計画処理区域内人口×100

◎生活排水処理基本計画

1 収集運搬計画

し尿等の収集・運搬体制は現状を維持し、業務の効率化と安定性の確保に努める

2 し尿処理計画

し尿処理施設で適正に処理を行い、安全で安心な運営に取り組んでいく

3 汚泥処理計画

クリーンリサイクルセンターで混焼処理を継続するが、混焼率の変化に注意する
肥料としての再利用の可能性について検討する

4 最終処分計画

再生利用の可能性を検討するなど処分量の軽減に努める

○整備の検討

公共下水道

- ・ 早期整備と設備の長寿命化を図る

農業集落排水

- ・ 処理区の統廃合や公共下水道への統合を計画的に実施する

合併処理浄化槽

- ・ 単独処理浄化槽及びくみ取りの世帯に対して転換を推進する